

新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第4回）

日時 令和2年4月28日（火）

午後3時～4時

場所 本庁舎大会議室

1 報告事項

- (1) 緊急対策に係る補正予算について

2 協議事項

- (1) 小田原市新型コロナウイルス感染症対策実施方針（案）について

3 各部からの報告事項

4 その他

新型コロナウイルス感染症の緊急対策について（案）

新型コロナウイルス感染症の急速なまん延による本市地域経済や住民生活への更なる影響を鑑み、緊急対策に係る令和2年度の補正予算について、4月30日に専決処分を行う予定としています。

1 専決処分内容

補正予算規模 19,329,438 千円

[歳入の概要]

○特別定額給付金給付事業費等補助金 19,175,720 千円

○新型コロナウイルス感染症緊急対策基金繰入金 153,718 千円

[歳出の概要]

○特別定額給付金 19,175,720 千円

一人当たり10万円を給付（国10/10補助）

○子育て世帯への特別定額給付金（児童扶養手当受給世帯） 67,722 千円

児童扶養手当を受給する世帯に5万円を給付

○緊急経済対策 31,482 千円

・雇用調整助成金等申請支援補助金 10,000 千円

・中小企業事業者融資等相談員の雇用 1,482 千円

・緊急経済対策としての事業者等補助 20,000 千円

○感染症対策 54,514 千円

・（仮称）おだわら予約制PCRセンターの設置、備品購入等 19,158 千円

・マスク、防護服、次亜塩素酸水生成装置用消耗品の購入等 35,356 千円

2 主な取組内容

(1) 特別定額給付金

感染拡大防止に留意しつつ簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行う。

事業の概要等については、次のとおり。

給付対象者：令和2年4月27日時点で住民基本台帳に記載されている者（受給権者は世帯主）

給付額：給付対象者一人につき10万円

給付予定日：未定

※申請方法は、郵送又はマイナンバーカードを活用したオンライン方式を基本とし、給付は、原則、申請者の本人名義の銀行口座への振込予定。

(2) 子育て世帯への特別定額給付金（児童扶養手当受給世帯）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による学校等の臨時休校や事業所等の休業等に伴い、特に就業環境の変化による影響を受けやすいひとり親家庭等に対する緊急的な支援として、児童扶養手当受給者に対して特別定額給付金を支給する。

給付対象者：令和2年4月分の児童扶養手当受給者（約1,350人）

給付額：給付対象者（児童を扶養している方）一人につき5万円

給付予定日：令和2年6月10日（水）

(3) 緊急経済対策

●雇用調整助成金等申請支援補助金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内事業者に対し、地域における中核的な経済団体である小田原箱根商工会議所が行う支援事業に対する財政的支援を行うことにより、地域経済の活性化と健全な発展を図る。具体的には、雇用調整助成金等の申請に当たり、小田原箱根商工会議所が市内中小企業に対して行う、専門的な知識を有する社会保険労務士等の派遣事業に対する補助を行う。

●中小企業事業者融資等相談員の雇用

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内中小企業からの相談が増えており、資金繰りや融資に関する内容が多いため、市内中小企業を補助する側面から専門性の高い会計年度職員を任用し、中小企業の融資等相談窓口を設けるとともに、市職員に対して融資等相談対応のアドバイスを行うなど、質の高い窓口対応を図る。

●緊急経済対策としての事業者等補助事業

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内事業者の事業継続を支援するため、感染防止や顧客の維持に向けて取り組む商店街や、テイクアウト大作戦等の独自の事業に取り組む民間団体等に対して補助を行う。

(4) 感染症対策

●（仮称）おだわら予約制PCRセンターの設置に係る検査体制整備経費、防護資材の購入費等

●次亜塩素酸水の市民、公共施設、福祉施設等への提供継続に係る経費

●市で使用する衛生材料、防護資材や介護サービス事業所、障がい福祉事業所等に提供する衛生材料の購入費

●休日・夜間急患診療所の改修に係る経費

小田原市新型コロナウイルス感染症対策実施方針（案）

令和2年4月 日決定

小田原市新型コロナウイルス感染症対策本部

政府の「緊急事態宣言」、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」、県の「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」及び本市の状況と対策経過を踏まえ、本市として包括的かつ計画的に取組を推進するため、次のとおり新型コロナウイルス感染症対策実施方針を定める。

1 対策の基本的考え方

新型コロナウイルス感染症のさらなるまん延を防止するための対策を最優先としつつ、市民生活や社会経済活動への影響を最小限にとどめることを目的に、市民の皆さんの理解と協力のもと、以下の感染症対策に全力で取り組む。

2 実施する対策

（1）まん延防止

① 公共施設の閉館、各種事業・サービス等の休止・利用自粛要請

当分の間、市有施設（日常生活を維持する上で不可欠な施設を除く）においては閉館するとともに、多くの人が集まる集会やイベント等については延期・中止とする。また、保育園等のサービス利用者に対する自粛要請を行う。

<主な対策>

- ・貸館施設等の閉館及び施設等利用者に対する周知・還付
- ・保育園の利用自粛要請及び対象者への保育料の還付
- ・社会福祉施設における通所によるサービス利用の自粛要請
- ・行政窓口の業務時間の変更、中止
- ・市職員の多様な勤務体制の推奨

② 行政サービス等の継続・代替

まん延防止策を講じつつ、行政サービス等の提供を継続するため、代替手段を検討・実施する。

<主な対策>

- ・各種手続きの郵送申請、電子申請等の周知
- ・母子健康手帳や障害者手帳等の交付申請方法等の変更
- ・乳幼児健診の延期に伴う電話等による相談
- ・臨時休校に伴う放課後等デイサービス利用者のかかり増し費用の助成
- ・避難（場）所の拡大と衛生管理に係る対策の検討・実施

③ 学校等の休業及び児童・生徒への支援

市立小中学校及び幼稚園を休業するとともに、その間における児童・生徒らに向けた学習支援や再開に向けた準備を行う。

<主な対策>

- ・市立小中学校・幼稚園の臨時休業
- ・休業中の学習支援や生活・健康状況の把握
- ・放課後児童クラブの開所、利用自粛要請
- ・おだわらっ子チャンネルの開設（映像資料等の製作・配信）
- ・衛生資材の確保や市立小中学校への次亜塩素酸水生成装置の設置

④ 市民への情報提供・啓発

ホームページやタウン紙、自治会回覧などの様々な媒体を活用し、感染症対策の周知を行い、市民・事業者の理解と協力を求める。

<主な対策>

- ・市ホームページやタウン紙等での情報提供や予防啓発
- ・市長メッセージの配信
- ・防災行政無線等による市民に向けた注意喚起

⑤ 衛生管理

公共施設等の衛生管理を行うとともに、供給が不足している衛生資材の調達及び各方面への配布を行う。

<主な対策>

- ・市役所本庁舎等の衛生管理（間仕切りや手指消毒液の配備）
- ・市民への次亜塩素酸水の配布
- ・衛生資材の確保・配布（福祉施設や妊婦等への配布）

⑥ 地域医療体制

市立病院としては新型コロナ感染症対策や県西地区の高度急性期医療体制の確保に努めるとともに、小田原医師会による検査体制整備の支援などを行う。

<主な対策>

- ・市立病院の運営（診療体制、面会禁止、電話再診等に係る検討及び対応）
- ・PCR検査場設置の支援（場所の提供、スタッフ・物品等の調達、関係機関との調整）

(2) 経済対策

① 緊急支援

国や県が主となり進める新たな融資制度や給付金などの支援策に加え、市独自の支援策を盛り込むことで、雇用維持や事業継続に取り組む市内業者を支援する。

<主な対策>

- ・新型コロナウイルス対策特別融資（セーフティーネット保証4号）の創設
- ・緊急経済対策中小企業事業者等支援金の交付
- ・商工業団体や商店街等が取り組む事業への支援

② 産業支援

各方面の休業や営業自粛等の影響を受けた地域経済を立て直すため、各種相談や販路開拓等を行う。また、回復期を想定し需要を喚起する事業を検討する。

<主な対策>

- ・農林水産物や工芸品などの地場産品のさらなるPRや斡旋販売・販路開拓への支援
- ・回復期における消費拡大等に向けた支援事業や収束後の観光関連事業の検討

(3) 生活者支援

① 生活支援

市民の様々な生活上の相談に的確に対応するとともに、各種の給付金等の給付や市税等の支払い猶予措置等を実施する。

<主な対策>

- ・生活困窮者自立支援制度に基づく相談
- ・特別定額給付金や子育て世帯への臨時特別給付金等の給付
- ・市税、保険料、各種料金の支払い猶予措置等
- ・国民健康保険における傷病手当金の支給

② 分かち合いの奨励

緊急対策基金を設けるほか、金品の寄贈や市民相互の助け合いの活動を奨励する。

<主な対策>

- ・緊急対策基金の造成と寄附金の受入れ
- ・寄附物品の受領、活用